

あきる野市私立幼稚園等園児保護者に対する補助金交付要綱の一部改正について

別表第 5 (第 5 条関係)

(単位: 円)

世帯区分	補助限度額 (月額)	
	(1) 1 人在籍 の場合及 び同一世 帯から 2 人以上在 籍してい る場合の 最年長の 幼児	(2) 次のいずれかに該当する幼児 ア 幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼稚 園類似の幼児施設、保育所（東京都認 証保育所を含む。）又は認定こども園 に在籍する兄又は姉を有する幼児 イ 小学校 1 年生から 3 年生まで（世帯 区分が 1 又は 2 に該当する世帯にあつ ては、小学校 1 年生以上）の兄又は姉 を有する幼児（小学校就学前子どもに ついては、支援法第 19 条第 1 項第 1 号に該当する者に限る。） ウ 児童心理治療施設通所部に入所又は 児童発達支援若しくは医療型児童発達 支援を利用する就学前児童の兄又は姉 を有する幼児 エ 特例保育を受ける就学前児童の兄又 は姉を有する幼児 オ 家庭的保育事業等による保育を受け る就学前児童の兄又は姉を有する幼児
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税の世帯	9,600	9,600
2 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 5,000 円未満となる世帯	10,000 (12,600)	9,600
3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 5,000 円以上 24,300 円未満となる世帯	9,000 (12,200)	9,600
4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 24,300 円以上 77,100 円以下となる世帯	7,900 (11,800)	9,600
5 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 77,101 円以上 77,800 円未満となる世帯	12,500	9,000
6 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 77,800 円以上 84,300 円未満となる世帯	10,400	9,000
7 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 84,300 円以上 91,300 円未満となる世帯	8,800	9,000
8 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 91,300 円以上 103,000 円未満となる世帯	7,300	9,000
9 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 103,000 円以上 211,200 円以下となる世帯	7,000	9,000
10 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 211,201 円以上 213,600 円未満となる世帯	7,700	8,400
11 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 213,600 円以上 253,900 円未満となる世帯	6,800	8,400
12 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 253,900 円以上 256,300 円以下となる世帯	6,300	8,400

世帯区分	補助限度額（月額）	
1 3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 256,301 円以上 314,800 円未満となる世帯	6,300	5,200
1 4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 314,800 円以上 385,600 円未満となる世帯	4,900	4,500
1 5 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が 385,600 円以上となる世帯	4,000	4,000

備考 世帯区分が 2、3 又は 4 に該当する世帯がひとり親世帯等の場合における補助限度額（月額）の（1）の額は、この表の括弧内の額とする。